

皆様こんにちは、日本維新の会の長崎くみでございます。
第16回定例会におきまして、質問の機会を与えて頂きましたことに感謝申し上げます。

一般質問も三日目でお疲れの事とは存じますが
しばらくの間、ご清聴賜りますようお願い申し上げます。

1-1

まず、初めに引き取り手がいない無縁遺骨について
お伺い致します。

2022年、本市では5,945人の方がお亡くなりな
っていますが、高齢化が進み地縁や血縁が薄れる中、
引き取る人がいない死者が増加しています。

かつては無縁遺骨のほとんどは身元不明者でしたが、
現在では身元がわかってはいるが、引き取る人がいないケ
ースも増えています。

例えば単身世帯が死亡した場合、市は住民票や戸籍などの
引き取り手を探しますが連絡をしても返答がなく、連絡
がついても疎遠や経済状況を理由に葬祭費の負担を断
る例も多くあります。

身元が分かっているにもかかわらず引き取り手がなければ遺骨は増え行政の負担も増します。

引取者がいない死亡人は、法律によって手続きを進められていき、公費で火葬され無縁遺骨になる可能性が高くなります。

2022年度、本市の引取者がいない死亡人の発生状況を、根拠となる法令ごと、また法律を略して表現いたしますと、行旅法これは移動中や漂泊中の人で単なる旅人とは違い身寄りを持たない、または、身分を証明するものを持たない人で、この行旅死亡人が3人、墓地・埋葬法が21人、生活保護法が59人で、3法合わせて83人となっています。

引き取り手がいない遺骨問題は核家族化が進む日本の社会的、経済的、そして人口構造的な変化や日本の伝統的な家族の絆が希薄になっている事が要因とも言えます。
そこでお伺い致します。こうした問題は今後、更に深刻化していくと思いますが、当局のご所見をお聞かせください。

答弁

2-1

次に学校教育についてお伺い致します。

特別支援学級や通常の学級（通級）に在籍する障害のある子供が増加しています。

市内には公立小・中学校合わせて 59 校

（うち夜間中学校 1 校を含む）ありますが、

令和 5 年 5 月 1 日現在、特別支援学級は 209 学級、
児童生徒 1121 人です。

これは 10 年前と比較すると児童生徒数で 2.41 倍、
特別支援学級数で 1.5 倍に増えています。

通級による指導も小・中校全体で 28 教室、232 人で増加
傾向にあります。

特別支援学級の障害種別は 7 種類あり、そのうち知的障
害学級は 309 人、自閉症・情緒障害学級 771 人を合わせ
て 1,080 人となり、全特別支援学級在籍児童生徒全体の
96%と圧倒的に数が多いのですが、

その他にも肢体不自由学級、病弱学級、難聴学級などに在籍する児童生徒がいます。(弱視学級在籍児童生徒はいない)

また、通級による指導は、LD・ADHD、自閉症、弱視、言語障害、難聴などがありますが、尼崎市内では、LD・ADHD教室に通う児童生徒が229人、27学級あるほか、難聴学級が1学級3人いるなど、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しています。

今回取り上げるのは、増加する特別支援を受ける子どもたちに対して、最も大きな課題は専門知識を持った教員が不足しているという点です。障害のあるこどもの特性に応じた教育が十分に行われていないと言った指摘があるのですが、この点につきまして教育委員会の見解をお聞かせください。

これで1問目を終わります。2問目からは一問一答で質問させていただきます。

答弁

(二問目)

2-2

引き続き、特別支援学級担当教員についてお伺い致します。この担当教員には、様々な立場の方がおられ特別支援学校教諭免許を持っている方もいれば、臨時教員もおられます。特別支援学校教諭免許を持っている方は知識や経験から、障害の特性を踏まえた適切な指導や対応が期待できます。

現在、本市公立小・中学校をあわせた特別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許保有率は34%です。

一方、臨時教員は63%になっています。この臨時教員ですが、教員免許は持っていますが教員採用試験で採用されなかった方などで、近年、大量退職などで教員不足の状況が続く中、その対応として通常学級でも臨時講師等として働かれ、特別支援学級でも活躍されています。

立場は非正規の臨時教員の方も多く、身分が安定している訳でもないと言えるのですが本当によく頑張ってくださいていると思います。

そこでお伺いたします。障害のある子どもに接する場合、
専門性や適切な指導の観点から、専門性の高い特別支援
学校教諭免許状を保有している教員との違いや、子供に
与える影響についてお答えください。

答弁

2-3

文科省では、障害のあるこどもを指導する場合、特別支援
学校教諭免許状は必須ではないの
ですが、推奨されています。現在、本市における保有率は
34%ですが、今後、本市においても保有率の向上を目指
すべきだと思います。

そのために、本市として特別支援学校教諭の免許状を取る
人に対して補助を行うなどの具体策を講じる考えはあり
ますでしょうか。

答弁

3-1

次に教員の働き方改革の推進についてお伺い致します。

公立小中学校教員の勤務状況は過酷と言えます。

文科省では 2022 年度の教員勤務実態調査結果を

本年 4 月 28 日に公表しています。

全国の公立小中学校各 1200 校でフルタイムで働く教員を

対象に尋ねた結果、公立の中学校教諭の 77.1%、

小学校教諭の 64.5%が、国の指針で上限の月 45 時間を

超えて残業するなど学校での長時間労働をしていたこと

が明らかになっています。

本市の場合、公立中学校教諭の 64.3%、小学校教諭の

46.9%という結果です。

現在も長時間労働の教員が多いのが現状ですがこの調査

結果受け教員の長時間勤務について、どの様に改善を図

られていくのかお聞かせください。

答弁

3-2

他都市の取組みとして、クラス担任を固定せず複数の教員で交代しながら順番に担当を担うという取り組みがあります。

◆神戸市では本年度から多忙な教員の負担軽減を図ろうと小中学校のクラス担任を1人固定

から複数交代する「チーム担任制」を導入しています。

これは複数の教員で指導すること

で子どもが相談できる機会が増えいじめや不登校などの問題を早期に発見することや教員の不適切な指導を防ぐ効果も期待でき、

まず、小中2校ずつをモデル校に指定し段階的に全市に広げる方針を出しています。

◆兵庫県丹波市立中央小学校でも複数の教員で高学年の担任となる「複数学年複数担任制」の事例があります。

(お配りした資料をご覧ください)

新しい担任システムで子ども達の最適な教育や教員の負担軽減につながるとしています。

そこでお伺い致します。これらの制度についてどう評価されるのかメリットやデメリット併せて教育長のお考えをお聞かせください。

答弁

3-3

近年、他都市でも学校独自の取り組みが増えています。

本市の教育委員会も頑張っておられますが、
教員の働き方改革を推進するためにも
神戸市や丹波市など、複数の教員で交代しながら順番に担
任を担う仕組みを実際の学校現場で調査し、
検証したその上で本市の学校でも取り入れてもいいと考え
ますが、如何でしょうか？
教育長のご所見をお聞かせください。

答弁

4-1

次にスクールソーシャルワーカー推進事業についてお伺い致します。本市では全中学校区にスクールソーシャルワーカー（略してSSWと表現しますが）1名配置しています。1つの学校のみ専任と言う訳ではありませんが、徐々に定員を増やししながら令和5年度では現員は10名でそのうち30時間の勤務が5名、18時間の勤務が5名おられます。

令和4年度の相談件数は737件で毎年増加していますが、相談内容も複雑化しSSWによる支援を十分に行うことが難しくなっているのではないのでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせください。

答弁

4-2

SSW は不登校いじめや、暴力行為、友人関係や非行、教職員などの関係、心身の健康に関する問題など、幅広い問題について支援を行います。何かと多難な環境を抱える子どもを支援することは重要ですが、その中心的な役割を担っているのが SSW の存在といえます。

文科省では SSW の資格要件を「社会福祉や精神保健福祉士など福祉に関する専門的な知識を有する者から実施主体が選考し SSW として認めた者としています。しかし文科省の SSW 活用事業実施要領では必ずしも、社会福祉士や精神保健福祉などの資格は必修ではなく「福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を持つ者または活動経験の実績などがある者であって職務内容を適切に遂行できる者」も認められています。つまり幅広く選考できるという事ですが、

本市の SSW の募集は社会福祉士や精神保健福祉士の資格を条件にしています。今後の募集にあたり、もっと幅広く人材を求めることについてどの様な見解か、お聞かせください。

答弁

4-3

これまで、多くの議員がSSWについて質疑されていますが、私もやはり各校区専任での配置が望ましく思います。そこでお伺い致します。今後、各校区専任の実現についてお聞かせください。

答弁

1-2

無縁遺骨についてお聞き致します。2022 年度、本市の死亡時に引き取り手がなかった死者の方は 3 法併せて 83 人ですが、葬祭を行う人がいなければ、行政が火葬費代などの葬祭費を負担しなければなりません。

身元が分かる人であれば行政が立て替え後に本人の死亡時に所持していた金銭等の「遺留金」を充てたり、
相続人を探して支払いを求めることができますが、
連絡がつかない事や遺留金がなければ行政が負担すること
になります。では本市が負担した 葬祭費用の総額につ
いてお聞かせください。

答弁

1-3

遺留金についてお聞きいたします。2022年度、本市の遺留金（3法）は113件で総額12,309,717円でした。また、2023年7月時点の本市で累積して保管している遺留金（3法）の総額は7,623,408円となっております。

現金は行政の裁量で葬祭費にあてることができますが預貯金口座の場合引き出そうとすると金融金が拒むケースも多いと聞きます。質問致します。現在、国の方では実態調査を行い制度等、整えているようですが、現在、金融機関に対しこの問題は解決しているのでしょうか？お答えください。

答弁

1-4

ご答弁では、現在、口座等に残った遺留金について、葬祭費用を市が一旦、立て替えたとしても金融機関などから引き出せるとことですが、2023年7月時点での累積している約760万円の現金については今後、どの様に処理されていくのでしょうかお答えください。

答弁

1-5

次に引き取り手のいない遺骨の扱いについてですが、行旅法や墓地・埋葬法は埋葬又は火葬に関する規定はありますが、火葬後に残った遺骨についてどうすべきかについて定めがありません。

本市では 2022 年度末時点で運営する墓地で保管しているのは約 2600 柱です。

また、2022 年度に弥生が丘墓園に保管したのが 83 柱で、そののちに 11 柱の引き取りがあったとのこと。

遺骨の管理事務が増加・累積し納骨堂等の保管場所に収まり切れない自治体も見受けられます。今後本市の遺骨の保管についての課題はないのでしょうか。

答弁

1-6

最後の質問ですが、私は先日、弥生が丘墓園にお参りしてきました。遺骨はピラミッド型の立派な施設で保管されていました。ただ、個人的に感じたのは、案内している標記もないことから分かりづらいので何か、工夫し分かりやすくなればいいと感じましたが、如何でしょうか？お答えください。

答弁

以上で私の全ての質問を終わります。ご静聴賜りありがとうございました。